第20号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月4日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例(平成12年3月台東区条例第1号) の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「第2条第1項第4号」を「第2条第3号」 に改め、同表の17の項を削り、同表の16の項中「第2条第1 項第4号」を「第2条第3号」に改め、同項を同表の17の項と し、同表の10の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表 の9の項の次に次の1項を加える。

1 0	社会福祉法人に関する証明	1件につき	400円	交付の
				とき。

別表第1の20の項及び21の項中「15の項」を「16の項」 に改め、同表の25の項中「東京都台東区住民基本台帳カード利 用条例(平成15年6月台東区条例第26号。以下「利用条例」 という。)」を「利用条例」に改める。

別表第2の4建築の部41の3の項の次に次の1項を加える。

4 1 0	建築基準法施行	建築計画概	1件につき	300円	交付申
4	規則(昭和25年	要書等の写	11116 26	2 0 0 1 1	請のと
4					
	建設省令第40	しの交付手			き。
	号)第11条の4	数料			
	第1項に規定す				
	る建築計画概要				
	書(当該建築計画				
	に係る同項に規				
	定する処分等概				
	要書を含む。)、築				
	造計画概要書、定				
	期調査報告概要				
	書、定期検査報告				
	概要書及び全体				
	計画概要書の写				
	しの交付				

別表第2の4建築の部に次のように加える。

		_		_
5 5	都市の低炭素化	低炭素建築	低炭素建築物新築等計	認定申
	の促進に関する	物新築等計	画認定申請手数料の額	請のと
	法律(平成24年	画認定申請	は、次の1及び2に掲	き。

法律第84号)第 | 手数料 5 4 条 第 1 項 の 規定に基づく低 炭素建築物新築 等計画の認定の 申請に対する審 查

げる区分に応じて、次 に掲げる額(申請に併 せて都市の低炭素化の 促進に関する法律第5 4条第2項の規定に基 づく申出があった場合 においては、一の建築 物について14の2の 項に掲げる額(申請に 係る計画に構造計算適 合性判定を要する部分 が含まれる場合におい ては一の建築物につい て14の3の項に掲げ る額の手数料を加えた 額、建築基準法第87 条の2に規定する昇降 機に係る部分が含まれ る場合においては当該 昇降機1基について1 4の4の項又は14の 5の項に掲げる額の手 数料を加えた額)の手 数料を加えた額)

- 申請に併せて区長 が指定する者(以下 「適合性確認機関」 という。)が作成した 都市の低炭素化の促 進に関する法律第5 4条第1項各号に掲 げる基準に適合して いることを示す書類 が提出された場合
 - 一 一戸建て住宅 (人の居住以外の 用途に供する部分 を有しないものに 限る。以下同じ。) 4,700円
 - 共同住宅等(共 同住宅、長屋その 他一戸建て住宅以 外の住宅をいう。 以下同じ。)
 - (1) 住戸ごとの 申請の場合
 - (一) 申請戸数 が1戸のもの 4,700

円

(二) 一の共同 住宅等のうち

同時に申請す る戸数が2戸 以上 5 戸以下 のもの 9, 4 0 0 円 (三) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が6戸 以上10戸以 下のもの 1 6,000円 (四) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が11 戸以上25戸 以下のもの 2 7 , 0 0 0 円 (五) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が26 戸以上50戸 以下のもの 45,000 円 (六) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が51 戸以上100 戸以下のもの 8 2 , 0 0 0 円 (七) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が10 1 戸以上 2 0 0戸以下のも o 131, 0 0 0 円 (八) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が20 1 戸以上30 0戸以下のも o 170, 0 0 0 円 (九) 一の共同

住宅等のうち 同時に申請す る戸数が30 1戸以上のも 0 0 0 円 (2) 一の建築物 の申請の場合 (一) 住戸の部 分(人の居住 の用途に供す る部分に限 る。以下同 じ。) イ 建築物の 総戸数が1 戸のもの 4,700 円 ロ 建築物の 総戸数が2 戸以上5戸 以下のもの 9,40 0 円 ハ 建築物の 総戸数が6 戸以上10 戸以下のも 0 0 0 円 ニ 建築物の 総戸数が1 1 戸以上 2 5 戸以下の もの 2 7,000 円 ホ 建築物の 総戸数が2 6 戸以上 5 0戸以下の もの 4 5,000 円 へ 建築物の 総戸数が5 1 戸以上 1 0 0 戸以下 のもの 8 2 , 0 0 0 円 ト 建築物の

総戸数が1 0 1 戸以上 200戸以 下のもの 1 3 1,0 0 0 円 チ 建築物の 総戸数が2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以 下のもの 170,0 0 0 円 リ 建築物の 総戸数が3 0 1 戸以上 のもの 1 8 5 , 0 0 0 円 (二) 共用廊下 等の部分(住 宅の用途に供 する共用廊 下、共用階段 その他共用部 分をいう。以 下同じ。) イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以内の もの 9, 3 0 0 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0 平方メー トルを超 え、2,0 00平方メ ートル以内 のもの 2 6,000 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 000平方 メートルを 超え、5,0 00平方メ

ートル以内

のもの 8 0,000 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 0 0 0 平方 メートルを 超え、10, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの 1 2 6 , 0 0 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 25,00 0平方メー トル以内の もの 16 0,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート ルを超える もの 20 0,000 円 (三) 非住宅の 部分(住戸の 部分、共用廊 下等の部分以 外の部分をい う。以下同 じ。) イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以内の もの 9, 3 0 0 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0 平方メー

トルを超 え、2,00 0平方メー トル以内の もの 2 6,000 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 000平方 メートルを 超え、5,0 00平方头 ートル以内 のもの 8 0,000 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 0 0 0 平方 メートルを 超え、10, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの 1 2 6 , 0 0 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 2 5 , 0 0 0平方メー トル以内の もの 16 0,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート ルを超える もの 20 0,000 円 三 一及び二以外の 建築物 (1) 建築物の延

べ面積が300 平方メートル以 内のもの 9, 3 0 0 円 (2) 建築物の延 べ面積が300 平方メートルを 超え、2,000 平方メートル以 内のもの 2 6,000円 (3) 建築物の延 べ面積が2,0 00平方メート ルを超え、5,0 00平方メート ル以内のもの 80,000円 (4) 建築物の延 べ面積が5,0 00平方メート ルを超え、10, 000平方メー トル以内のもの 1 2 6 , 0 0 0 円 (5) 建築物の延 べ面積が10, 000平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以内の to 160, 0 0 0 円 (6) 建築物の延 べ面積が25, 000平方メー トルを超えるも o 200,0 0 0 円 2 1以外の場合 一戸建て住宅 35,000円 二 共同住宅等 (1) 住戸ごとの 申請の場合 (一) 申請戸数 が1戸のもの 35,00 0 円 (二) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す

る戸数が2戸 以上5戸以下 のもの 6 9,000円 (三) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が6戸 以上10戸以 下のもの 9 7,000円 (四) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が11 戸以上25戸 以下のもの 1 3 7,00 0 円 (五) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が26 戸以上50戸 以下のもの 1 9 7 , 0 0 0 円 (六) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が51 戸以上100 戸以下のもの 2 8 3 , 0 0 0 円 (七) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が10 1戸以上20 0戸以下のも o 385, 000円 (八) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が20 1 戸以上 3 0 0戸以下のも o 508, 0 0 0 円 (九) 一の共同 住宅等のうち

同時に申請す る戸数が30 1戸以上のも 6 0 0 , 000円 (2) 一の建築物 の申請の場合 (一) 住戸の部 分 イ 建築物の 総戸数が1 戸のもの 3 5 , 0 0 0 円 ロ 建築物の 総戸数が2 戸以上5戸 以下のもの 6 9 , 0 0 0 円 ハ 建築物の 総戸数が6 戸以上10 戸以下のも o 97, 0 0 0 円 ニ 建築物の 総戸数が1 1戸以上2 5 戸以下の もの 13 7,000 円 ホ 建築物の 総戸数が2 6 戸以上 5 0戸以下の もの 19 7,000 円 へ 建築物の 総戸数が5 1 戸以上 1 00戸以下 のもの 2 8 3 , 0 0 0 円 ト 建築物の 総戸数が1 0 1 戸以上 200戸以 下のもの

3 8 5 , 0

0 0 円 チ 建築物の 総戸数が2 0 1 戸以上 300戸以 下のもの 5 0 8 , 0 0 0 円 リ 建築物の 総戸数が3 0 1 戸以上 のもの 6 0 0 , 0 0 0 円 (二) 共用廊下 等の部分 イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以内の もの 10 9,000 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トルを超 え、2,0 00平方メ ートル以内 のもの 1 8 0 , 0 0 0 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 0 0 0 平方 メートルを 超え、5,0 00平方メ ートル以内 のもの 2 8 0 , 0 0 0 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 0 0 0 平方 メートルを 超え、10, 0 0 0 平方

メートル以 内のもの 3 5 9 , 0 0 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 25,00 0 平方メー トル以内の もの 42 9,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート ルを超える もの 50 0,000 円 (三) 非住宅の 部分 イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以内の もの 24 2,000 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0 平方メー トルを超 え、2,00 0平方メー トル以内の もの 38 4,000 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 0 0 0 平方 メートルを 超え、5,0 00平方人

ートル以内 のもの 5 4 6 , 0 0 0 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 000平方 メートルを 超え、10, 000平方 メートル以 内のもの 6 7 0 , 0 0 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 25,00 0平方メー トル以内の もの 78 9,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート ルを超える もの 90 0,000 円 三 一及び二以外の 建築物 (1) 建築物の延 べ面積が300 平方メートル以 内のもの 24 2,000円 (2) 建築物の延 べ面積が300 平方メートルを 超え、2,000 平方メートル以 内のもの 38 4,000円 (3) 建築物の延 べ面積が 2, 000平方メー

トルを超え、5、000平内のもの546,000 の円 (4) 建積が方メートル以内のもの 10円 (4) 建積が方メートルを超え下方メートルを超え下方メートルを超え下方メートルを超え下方メートルを超え下方メートルを超え下方メートルを超え下方メートルを超りである。670,000で開発が10人で、1000で開発が10人で、1000で開発が10人で、1000で開発が10人で、1000で開発が10人で、1000で開発が10人で、1000で開発が10人で、100円では
--

の5の頃に掲げる額の 手数料を加えた額)の 手数料を加えた額) 申請に併せて適合 性確認機関が作成し た都市の低炭素化の 促進に関する法律第 5 4条第1項各号に 掲げる基準に適合し ていることを示す書 類が提出された場合 一 一戸建て住宅 3,300円 二 共同住宅等 (1) 住戸ごとの 申請の場合 (一) 申請戸数 が1戸のもの 3,300 円 (二) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が2戸 以上5戸以下 のもの 6, 6 0 0 円 (三) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が6戸 以上10戸以 下のもの 1 1,000円 (四) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が11 戸以上25戸 以下のもの 19,000 円 (五) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が26 戸以上50戸 以下のもの 3 2 , 0 0 0 円 (六) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す

る戸数が51 戸以上100 戸以下のもの 5 8 , 0 0 0 円 (七) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が10 1 戸以上 2 0 0戸以下のも の 93,0 0 0 円 (八) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が20 1 戸以上 3 0 0戸以下のも 0 0 0 円 (九) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が30 1戸以上のも o 134, 0 0 0 円 (2) 一の建築物 の申請の場合 (一) 住戸の部 分 イ 建築物の 総戸数が1 戸のもの 3,300 円 ロ 建築物の 総戸数が2 戸以上5戸 以下のもの 6,60 0 円 ハ 建築物の 総戸数が6 戸以上10 戸以下のも 0 0 0 円 ニ 建築物の 総戸数が1 1 戸以上 2 5 戸以下の

もの 1 9,000 円 ホ 建築物の 総戸数が2 6 戸以上 5 0戸以下の もの 3 2,000 円 へ 建築物の 総戸数が5 1 戸以上 1 0 0 戸以下 のもの 5 8,000 円 ト 建築物の 総戸数が1 0 1 戸以上 200戸以 下のもの 93,00 0 円 チ 建築物の 総戸数が2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以 下のもの 1 2 2 , 0 0 0 円 リ 建築物の 総戸数が3 0 1 戸以上 のもの 1 3 4,00 0 円 (二) 共用廊下 等の部分 イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以内の もの 6, 5 0 0 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トルを超 え、2,0 00平方メ

ートル以内 のもの 1 8,000 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 000平方 メートルを 超え、5,0 00平方头 ートル以内 のもの 5 6,000 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 0 0 0 平方 メートルを 超え、10, 000平方 メートル以 内のもの 88,00 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 25,00 0平方メー トル以内の もの 11 2,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート ルを超える もの 14 0,000 円 (三) 非住宅の 部分 イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0 平方メー

トル以内の もの 6, 5 0 0 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トルを超 え、2,00 0平方メー トル以内の もの 1 8 , 0 0 0 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 0 0 0 平方 メートルを 超え、5,0 00平方メ ートル以内 のもの 5 6,000 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 0 0 0 平方 メートルを 超え、10, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの 8 8 , 0 0 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 2 5 , 0 0 0平方メー トル以内の もの 11 2,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート

ルを超える もの 14 0,000 円 三 一及び二以外の 建築物 (1) 建築物の延 べ面積が300 平方メートル以 内のもの 6, 500円 (2) 建築物の延 べ面積が300 平方メートルを 超え、2,000 平方メートル以 内のもの 1 8,000円 (3) 建築物の延 べ面積が2,0 00平方メート ルを超え、5,0 00平方メート ル以内のもの 5 6,000円 (4) 建築物の延 べ面積が5,0 00平方メート ルを超え、10, 000平方メー トル以内のもの 8 8 , 0 0 0 円 (5) 建築物の延 べ面積が10、 000平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以内の もの 112, 0 0 0 円 (6) 建築物の延 べ面積が25, 000平方メー トルを超えるも o 140,0 0 0 円 2 1以外の場合 一戸建て住宅 18,000円 共同住宅等 (1) 住戸ごとの 申請の場合

(一) 申請戸数 が1戸のもの 18,00
0円 (二) 一の共同 住宅等のうち
同時に申請す る戸数が2戸 以上5戸以下
のもの 3 7,000円 (三) 一の共同
住宅等のうち 同時に申請す る戸数が 6 戸
以上10戸以 下のもの 5 2,000円
(四) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す
る戸数が11 戸以上25戸 以下のもの
74,000 円 (五) 一の共同
住宅等のうち 同時に申請す る戸数が26
戸以上 5 0 戸 以下のもの 1 0 8 , 0 0
0円 (六) 一の共同 住宅等のうち
同時に申請す る戸数が 5 1 戸以上100
戸以下のもの 159,0 00円
(七) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す
る戸数が10 1戸以上20 0戸以下のも
の 221, 000円 (八) 一の共同
住宅等のうち 同時に申請す

る戸数が20 1 戸以上3 0 0戸以下のも o 291, 0 0 0 円 (九) 一の共同 住宅等のうち 同時に申請す る戸数が30 1戸以上のも o 342, 0 0 0 円 (2) 一の建築物 の申請の場合 (一) 住戸の部 分 イ 建築物の 総戸数が1 戸のもの 18,00 0 円 ロ 建築物の 総戸数が2 戸以上5戸 以下のもの 3 7 , 0 0 0 円 ハ 建築物の 総戸数が6 戸以上10 戸以下のも 5 2 , 000円 二 建築物の 総戸数が1 1 戸以上 2 5 戸以下の もの 7 4,000 円 ホ 建築物の 総戸数が2 6 戸以上 5 0戸以下の もの 10 8,000 円 へ 建築物の 総戸数が5 1戸以上1 00戸以下 のもの 1

5 9 , 0 0

0 円 ト 建築物の 総戸数が1 0 1 戸以上 200戸以 下のもの 2 2 1 , 0 0 0 円 チ 建築物の 総戸数が2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以 下のもの 2 9 1,0 0 0 円 リ 建築物の 総戸数が3 0 1 戸以上 のもの 3 4 2 , 0 0 0 円 (二) 共用廊下 等の部分 イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0 平方メー トル以内の もの 5 7,000 円 口 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トルを超 え、2,0 00平方人 ートル以内 のもの 9 6,00 0 円 八 当該部分 の床面積の 合計が2, 000平方 メートルを 超え、5,0 00平方头 ートル以内 のもの 1 5 6,00 0 円

	二 当該部分 の床面積の 合計が5, 000平方 メートルを 超え、10,
	超 の の の の の の の の の の の の の
	合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 25,00 0平方メー トル以内の
	もの 2 4 7,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000
	平方メート ルを超える もの 2 9 0,000 円 (三) 非住宅の 部分
	イ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以内の もの 12 3,000
	円 ロ 当該部分 の床面積の 合計が30 0平方メー トルを超 え、2,00
	0 平方メー トル以内の もの 1 9 8,000 円

八 当該部分 の床面積の 合計が2, 0 0 0 平方 メートルを 超え、5,0 00平方头 ートル以内 のもの 2 90,00 0 円 二 当該部分 の床面積の 合計が5, 000平方 メートルを 超え、10, 0 0 0 平方 メートル以 内のもの 3 6 1,0 0 0 円 ホ 当該部分 の床面積の 合計が1 0,000 平方メート ルを超え、 2 5 , 0 0 0平方メー トル以内の もの 42 7,000 円 へ 当該部分 の床面積の 合計が2 5,000 平方メート ルを超える もの 49 1,000 円 三 一及び二以外の 建築物 (1) 建築物の延 べ面積が300 平方メートル以 内のもの 12 3,000円 (2) 建築物の延 べ面積が300 平方メートルを

超え、2,000 平方メートル以 内のもの 19 8,000円 (3) 建築物の延 べ面積が2,0 00平方メート ルを超え、5,0 00平方メート ル以内のもの 290.000 円 (4) 建築物の延 べ面積が5,0 00平方メート ルを超え、10, 000平方メー トル以内のもの 3 6 1 , 0 0 0 円 (5) 建築物の延 べ面積が10. 000平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以内の もの 427, 0 0 0 円 (6) 建築物の延 べ面積が25, 000平方メー トルを超えるも o 491,0 0 0 円

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更 認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の 額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した 額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、 当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更 認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請 を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した 額とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。